

平成30年第1回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成30年1月11日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成30年1月11日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	平成30年1月11日	12時6分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	10番	鳥飼勝美		11番	大山勝代	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 久保山晃治		(書記) 久保山裕香	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	建設課長	古賀浩		
	副町長	酒井英良	会計管理者	村山留美		
	総務企画課長	熊本弘樹	産業振興課参事	寺崎一生		
	財政課長	平野裕志				
	産業振興課長	鶴田勝美				
	まちづくり課長	内山十郎				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 2 号 基山町合宿所の指定管理者の指定について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより平成30年第 1 回基山町議会臨時会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、鳥飼勝美議員と大山勝代議員を指名
します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日 1 日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3～4 議案第 1 号～議案第 2 号

○議長（品川義則君）

日程第 3. 議案第 1 号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について、日程第
4. 議案第 2 号 基山町合宿所の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、早速、平成30年第 1 回臨時会に付議いたします議案について提案理由の説明を
申し上げます。

今回は指定管理者案件 2 件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第 1 号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定についてでございます。

平成30年 4 月 1 日から公の施設として基山町ジビエ解体処理施設を開館することに伴い、

当該施設を効果的に管理運営する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第2号 基山町合宿所の指定管理者の指定についてでございます。

平成30年5月16日から公の施設として基山町合宿所を開所することに伴い、当該施設を効果的に管理運営する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上、御審議賜り、御可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第1号の詳細説明を求めます。鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

それでは、議案第1号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

1、管理を行わせる公の施設の名称は、基山町ジビエ解体処理施設でございます。

2、指定管理者となる団体の所在地及び名称は、基山町大字園部2784番地7、株式会社きやまファームでございます。

3、指定の期間でございます。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

今回の基山町ジビエ解体処理施設指定管理者の指定につきましては、基山町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき公募を行い、基山町ジビエ解体処理施設指定管理者選定委員会において候補者の選定をいたしました。

続いて、議案資料の説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

1ページは、指定管理者の候補者の選定結果でございます。なお、今回の応募は株式会社きやまファームの1件で、審査委員の平均点が審査要領で定める最低基準点である65点を上回っていたため、候補者として選定いたしております。

2ページでございます。指定管理者の候補者である株式会社きやまファームの概要でございます。

続いて、3ページから9ページまでは株式会社きやまファームが提出した基山町ジビエ解体処理施設に関する事業計画書でございます。

10ページから20ページまでは指定管理者の募集の際に公表した基山町ジビエ解体処理施設指定管理者募集要項でございます。

21ページから22ページまでは基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の候補者の選定に係る審査要領でございます。

以上で議案第1号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定についての詳細説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第2号の詳細説明を求めます。内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

議案第2号 基山町合宿所の指定管理者の指定について、詳細説明をさせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

今回の議案につきましては、基山町合宿所の指定管理者を指定するため、地方自治法第24条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、基山町合宿所でございます。

指定管理者となる団体は株式会社サンアメニティ、指定の期間は平成30年5月16日から平成33年3月31日まででございます。

指定管理者選定に伴う経過につきましては、議案資料により説明申し上げます。

議案資料23ページをお願いいたします。

指定管理者の募集及び審査につきましては、平成29年11月9日から募集を開始しまして、12月8日に申し込みを締め切り、1社の応募がございました。

12月13日に選定委員会を開催し、プレゼンテーションによる審査を実施いたしました。

審査の項目としましては、利用者に対する利用の確保、サービスの確保等の利用者への対応、事業計画における公の施設の効用の発揮等、6項目を観点としまして審査及び評価を行いました。

選定委員会の審査の結果、評点は70.9点で、審査要領第4の2項の65点を上回っておりますので、株式会社サンアメニティを指定管理者として選定をいたしました。

24ページをお願いいたします。ここには指定管理者であります株式会社サンアメニティの

候補者の概要をお示しいたしております。

25ページから71ページまでは株式会社サンアメニティの事業計画書をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

72ページからは基山町合宿所の指定管理者に係る募集要領をお示しいたしております。

94ページには基山町合宿所の指定管理者の候補者の選定に係る要領を、95ページには基山町合宿所の指定管理者選定審査基準表をお示ししております。こちらも、後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

詳細説明が終わりましたので、ここで10時まで休憩いたします。

～午前9時39分 休憩～

～午前10時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

議案第1号に対する質疑を行います。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

1点だけお尋ねをいたします。

審査結果で3番の「管理を安定して行う物的及び人的能力」、資料のですね、これに当たるのかなと思うんですが、資料の17ページに施設職員のところの「施設の加工機器等の操作、管理の能力がある者」「イノシシ、エミューの解体処理の能力がある者」というふうに示してあります。これは施設管理に何か資格等を必要としていたのか、いや、そうでないならば、これを示すものが何でこのように合格点というか、そういうものが出て判断をしたのか、この1点を教えてください。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

「イノシシ、エミューの解体処理の能力がある者」ということですが、事業計画の中で説明がありましたのは、食肉解体等の経験がある方を雇用する予定があるということがございました。また、従業員の方の中にイノシシ等の免許等を持ってありまして、箱わな等

の狩猟免許を持ってある方もいらっしゃるということで、適しているという判断がされたのだと考えております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

じゃ、その上の加工機器等というのは、恐らくボタンでするんでしょうけど、イノシシにしる何にしる、チェーンでかけて、ベルトコンベアでというのはちょっと所管調査のときにお聞きしたんで、事故がないようにするためにこの能力がある者と、多分イノシシのほうは経験だろうと思うけど、これに関しては特に、項目として上げているけど、資格等みたいなのはなくてよいということでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

施設の中の機械について、資格なり免許が必要なものはございません。ただ、今回こういう形で提案させていただいているのは、オープン前に準備というか、そういうマニュアル等とかで訓練なり練習をしていただくということも含めて、きちっと訓練をしていくということで事業計画に書かれてありました。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

今の牧菌議員の件にも若干触れるかもしれませんが、簡単なものもありますので、6点伺いたいと思います。

野生鳥獣肉、いわゆるジビエの衛生管理に関するガイドラインと今回の資料を読ませていただきまして、指定管理者候補者には事業計画書の中に、将来的には危害分析・重要管理点方式のHACCPを導入するとも計画書にうたわれていると思います。

それで、まず1番目が、管理責任者と明記されていますけれども、この方は非常勤のことかどうか、2番目が、また、非常勤でいいのかどうか、3番目に、エミューは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の対象になるのか、4番目に、なるのであれば、責任管理者は第12条の食鳥処理衛生管理者としてみなしてよいか。いいですかね、もう一回言い

ますね。1番目が、管理責任者と明記されていますけれども、この方は非常勤の1名のことかどうか、2番目が、その方は非常勤でいいのかどうか、3番目が、エミューですけれども、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律というものがありますけれども、その対象になるのかどうか、対象になるのであれば、食鳥処理衛生管理者としてみなしていいのかどうか、5番目が、第15条の（食鳥検査）の項に「食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。」とありますけれども、これはどういうふうにみなしているのか、最後6点目が、解体したイノシシもエミューも、解体した肉などの流通経路を生産段階から追跡する、いわゆるトレーサビリティは導入した形と見てよろしいのかどうかを御回答お願いします。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

松石議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、管理責任者が非常勤で大丈夫かどうかということなんですけれども、うちとしては、非常勤、常勤には問うておりません。きちっと施設のほうで管理運営できれば、そこは勘案しておりませんので、うちの仕様に沿って運営するということでしたので、そこは問題ないと考えております。

2つ目につきましては、食鳥処理の対象になるかということなんですけれども、現在のところ、エミューについては食鳥処理の対象となっておりませんので、それ以下の質問につきましても、今のところはそういう該当はしていないと考えております。

続きまして、エミュー、イノシシ関係のトレーサビリティにつきましては、実際、ほかのところの施設もだったんですけれども、出荷するときに、ある程度ロット番号とかそういったところで管理をしていくことになっておりますし、イノシシ、エミューの入ってくるにつきましても台帳で管理するということになっておりますので、トレーサビリティについては、きちっと担保をとっていただくように考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

対象となっていないという最初のほうの説明はわかりました。で、対象となっていないと

ということですがけれども、不特定または多数へ提供する場合は、そういった食肉、食鳥というのは規制される対象にならないんですかね。そこら辺は詳しく調べられましたか。

それと、先ほども言われましたけど、「管理を安定して行う物的及び人的能力」というのが若干低いところがありますけれども、その辺で、もうちょっとトレーサビリティというか、その辺を強める必要はないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

食鳥処理法についての勉強というか、調査につきまして、該当ならないということで、それ以上の深い調査というは行ってないのが実情ですし、そのあたりにつきましては、また、今後議決いただいた場合には指定管理者等と話をしながら、今後そういったことの検討とか、今後の法律の動向もありますので、対策を考えていきたいと考えております。

続いて、トレーサビリティの強固な確認ということでございますけれども、事業計画の中におきましては、今のところ十分だと思っております。ただ、今後その販路の拡大とか、そういったところが出てくる場合には、きちっと責任問題とか、そういったところは事業者のほうで検討していただくように考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ジビエに関しては、若干緩いというか、ガイドラインがありますので、そちらのほうも見させてもらいましたけれども、特にその中で、不特定または多数へ提供する場合は規制されるという項目が、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の中にあるんですよね。だから、今後のために、そこら辺をもう一回確認をしていただければと思います。今のところは問題ないのかもしれませんが、これからかなりの数量を裁いていかれると思いますので、問題ないようにしていただければと思います。

あと、1点だけ御質問です。

指定管理者募集要項で、指定管理料は3年間で600万円を上限とすると記載していますがけれども、こちらの事業計画のほうには3年間の合計が686万5,000円になっております。なぜこれが600万円の上限を超えているかの御説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

私どもが600万円と定めましたのは、指定管理者の指定管理料ということでございまして、事業計画の中の事業費というのが幾らになるかということは事業主の考えでございまして、そちらについては特段その多い少ないを問題とはしてございません。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

幾つかまとめて質問したいと思います。

まず、1ページの提案理由の中で、ちょっと基本的なことを確認したいと思います。公の施設とは、どういう施設なのかということをお聞きをいたします。

それと、資料の1ページ、応募団体が1団体だけだったということで選定結果について述べられておりますが、なぜ1団体なのか、複数申請が基準ではないのかという点です。

それと、募集要項13ページ、選定委員会の審査、この選定委員会の構成ですね、どのようになっているのか。

それと、8番目の関係法規の遵守、この遵守の中に労働法令の遵守がないと思うわけですが、これはどうしてでしょうか。

以上、お聞きをいたします。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

まず、公の施設とはということですが、公の施設とは、地方自治法の第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設」ということで定義されております。そういったところで公の施設と定めさせていただいております。

続きまして、選定委員会のメンバーの内訳ですが、副町長、総務企画課長、財政課長、産業振興課長、まちづくり課長、農業委員会会長の6名でございます。

続きまして、関係法規につきましては、こちらにつきましては、当然法令遵守ということは考えておりますので、労働法等、ほかの法令も当然遵守していただくということで、こちら

につきましては特にというか、主にこういうことが大事ですよということ、主なものを書かせていただいております。（「何で1団体だけだったのか」と呼ぶ者あり）

応募団体が1団体だったということですけど、こちらにつきましては、私どもも多く応募があればよかったんですけども、実際、結果として1団体の応募しかなかったということでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

選定委員会についてですけれども、結局この選定委員会のメンバーが、役場職員、農業委員会の会長ということで構成されているようですが、利用者の方とか、町民代表、専門家、弁護士、公認会計士、この辺も私は当然入れてしかるべきというふうに、そのほうが的確な選定ができるというふうに思いますけれども、その辺も含めて、いわば関係者だけでいいと判断されたのは、どういうわけでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

ジビエにつきましては、基山町ジビエ解体処理施設指定管理者選定委員会設置要綱というものを定めさせていただきました、それに沿ってメンバーを構成させていただいたんですけども、その要綱を設置する際に今までの指定管理者の中でどういった方をメンバーにしているかということをご参考にしてつくらせていただきました。ただ、今回は御指摘があったとおり、通常、役場の方たちが入っていましたけれども、そういったところだけでは不十分だということで、農業委員会のところを、通常入れていないんですけども、入れさせていただいております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

少し枠が広がったような感じがしますが、どうでしょうね、その利用者とか、町民代表、専門家、この辺は入れる必要ないと、わざわざ——わざわざと言うとちょっと失礼ですけども、ジビエの解体処理施設に当たっては、それは必要としないというふうに思われたので

しょうか。それをもう一回。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

松石議員がおっしゃるとおり、そういう広く意見を聞くことは大事だということは考えておりますので、ただ、利害関係等、内部的な情報等もございますので、今回、少し民間的な視点からということで農業委員会のほうを入れさせていただいたということで、御理解いただければと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

資料の2ページに、今回の候補者の概要がついておりますけど、ここ1団体しか募集がなかったということですけど、ここは、もちろん地元というところは本当、優先されるものだと思いますが、設立してまだ2年半という短い期間、それから、会社の沿革の中で、ほぼエミューを中心にされている事業が多いように思います。その中で今回、イノシシも、そういう鳥獣もされますが、そういうイノシシに対する解体はいろんな方に入れられると思いますが、販路に対して確保する、開発することや、それを売るとするか、販売する、選定委員会ではそこら辺の小売りはどのようなふうを考えられたのでしょうかね。

あともう一つ、ページが7ページですね。これは、収支予算書を出してありますけれども、この中に人件費の責任者1名というところが出ていますが、その中に「（解体作業者は別とする）」という括弧書きがありますけど、じゃ、この方の経費というのはどのようなふう計算されて、収支予算に反映されているのでしょうか。そこの2点をちょっとお願いします。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

販路につきましては、選定委員会の中でも同様の御質問がございまして、そのときに回答されてあったのは、既にエミューにつきましては基山以外のところのお肉を販売されている実績ございますし、イノシシについてもそういった販路の引き合いというのはあるということで、販路は確保できる見込みであるという回答をされてありました。

続きまして、人件費について「（解体作業者は別とする）」ということで書いてありますけど、そちらにつきましては、自主事業なり別のものと考えてあるんだということで認識しております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

1点目の質問の回答ですけど、そういう販路の見込みがあるという口頭での答弁だったんだと思いますが、これは5ページに、エミューに対しては地元の食肉加工事業者（花てぼ）というふうに書いてありますけど、じゃ、そういうところと、イノシシに対しても連携を組もうというお考えの意見とかは出てこなかったんでしょうかね。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

大久保議員がおっしゃるとおり、そのようなことは説明されてありましたので、地元事業者等とイノシシについても連携をとっていきたいということでございました。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

今の久保議員のものにもちょっと関連するんですけど、資料の7ページの収支予算書の中に、初年度のイノシシ、エミューの解体で、イノシシが50体、エミューが100体ということなんですけど、イノシシにつきましては自然にいるものなんで多少増減があってもそんなに影響はないと思うんですが、エミューは、ひなの購入、そして、二、三年間の飼育、そして、食肉としての処理、加工を計算した上での販売価格を決めて、その販路をある程度確立させなくてはいけないんですが、その販路についてというのは、さっき、指定管理者がある程度の販路はありますということなんですけれども、やはり町としても何らかの協力をしていかななくてはならないと思うんですが、町の対策としては何か考えてありますでしょうか。基山町としてPR活動とか、そういうふうな何らかの対策は。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

エミューの販売促進につきまして、町として考えておりますのは、当然地元の飲食店とかで積極的に使って地元の特産品として活用していただきたいということであつたり、ふるさと納税の品目とかでそういった販路とかが使えればいいのかないかなというののうちとして考えております。そういったところで側面支援ができればと考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

エミューというのは、まだ全国的にもそんなに特産品として売り出しているところはないので、私としては、基山町が、例えば、町長がトップセールスとなってある程度の売り込みをかけていくとかいうふうなことも必要だと思います。

それとあと、今回の指定管理者を見ますと、やっぱり販売部門がまだ弱いのかなというふうに思いますので、その辺については、やはり市場をこれからつくっていくという覚悟が必要だと思うんですけど、その辺、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

例えば、ふるさと納税も、単に肉として上げるだけではなくて、東京あたりの店にエミュー料理を商品としてふるさと納税に上げるとかですね、ちょっと工夫を今、そういうことができないとか、そういう検討もやっております。結局、肉を買うんじゃなくて、店に行ってエミューの食事券みたいなものがふるさと納税の対象になるみたいな話。それから、あとは地元には花てぼ以外に大手のハム製造企業とか、それから、大型の流通業者等もありますので、こちらはうちが逆にどれだけ安定した量を出せるかにもよるんですけど、そういったところとの連携なんかも考えていかなければいけないと思っております。

それと、まずは、エミュー祭りみたいなものをばんと打ち出して、町全体の祭りのときなんかそれを合わせるとか、そういう企画も考えていかなければいけないと思っておりますので、その辺は来年度の事業として今、検討しているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

2年度、3年度になりますとさらに、3年度ではイノシシ100頭、それから、エミュー150体というふうになっておりますので、新たな市場、例えば、寿司で食べてもおいしいのかなとかいうふうに思いますので、新しいメニュー等をぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

処理頭数について、ちょっと担当課のほうに質問したいんですが、5ページのほうに初年度はイノシシが50頭でエミューが100羽ということ、それから、収支予算書のほうでは、次年度からはもちろん少し上がっているんですが、初年度は4月からということで低いというのわかりますし。ただ、イノシシの処理頭数がちょっと上がっていくというのはどうなのかなという気がしているんですが、実質はいろいろ捕獲が進んで6区のほうでも進めていただいております関係でイノシシが少し少なくなった、被害が少なくなったと。これ当初の目的ですから、いいことが進んでおるわけですが、これが捕獲数が上がっていけば、当然少なくなっていくと思います。そこら辺の考え方は担当課としては、この収支に関係しますので、どう考えているかを教えてください。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

イノシシの頭数に関しましては、平成29年度、猟友会の中間的な頭数で今84頭ほどとれております。昨年度から比べれば、結構多く、今とれている地域というのが、いわゆる園部地域、園部地域が意外と今とれている状況なので、今後、園部と宮浦と城戸、ああいうふうな山合いのところでどういうふうにイノシシがとれるかといった場合、ここに見込みで上げてある頭数というのは十分とっていけるのではないかなというふうには見込んでおります。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

施設としては、恒久的にとか、ある程度の期間を見ての建物ですから、エミューが順調に

進んで、食肉販売とか、そういったものが進んでいけば需要が上がって、今の計画よりも上がっていく可能性もあるわけですね。それが安定的にふえていただければ、施設を運営する経費とかお金の問題は全然心配ないと思うんですが、イノシシのほうは、とればとるほど少なくなっていくと。よその市町でも、とれなくなったとかいう話も聞きますし、逆にやっていないところはふえていくと。イノシシも逃げて回るといえるか、そういったことがあると思うんですが、安定的には処理頭数に入っていないということになれば、他の市町の近郊のところでふえておれば、そういったところの呼びかけとか、そういったものを担当課としては考えていますか、どうですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

イノシシについては、基本的には、この解体処理施設へ1時間以内で搬入できる範囲であれば、十分肉として販売できるんじゃないかなというふうに考えておりますので、そういう考えでいけば、隣町とかからでも時間的に1時間以内であれば搬入していただきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

ぜひとも鳥栖市とか筑紫野市、こういった近郊はすぐ近くですので、また道路事情も悪くないと思いますので、そういったところの呼びかけ、状況を見て、自分ところの処理がいはいあったら難しいんでしょうけれども、ぜひそういったことを進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

1点だけお尋ねいたします。

資料の16ページ、営業許可に関すること、恐らくここが一番の基本になってくるんじゃないかなと思っていますけれども、要するに食肉処理業と食肉販売業、この事業体、現在もう

取得をされているのかどうか、ここをちょっとまず確認させてください。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

現在におきましては、まだ建物も建設中ですので、許可はとれておりません。これから議決をいただいた後に、そういった手続等を進めていくことになると考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

その上で残り3カ月ですよ。ここにも書いてありますように、もし、とれない場合は契約を行わない、または契約を解除する場合があるというふうな文言まで記されてあります。ですから、この3カ月で確実にとってもらうことが大前提になってくると思いますので、例えば、今回この事業体が指定管理を受けるわけですけども、現にここの事業体の社員が持たなければいけないのか、それとも、例えば、別の組織に属している人を一時的にここに衛生管理者として置くこともできるのか、そのあたりの区別というのは、今どのようになっているのか教えてもらっていいですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

現時点できやまファームが考えられてあることは、経験されている方を雇用することで、その方を責任者として立てて、きやまファームとして営業許可を取得するという事で考えてあります。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

処理業と販売業に関しましては、一応今回この臨時会で議決を受けたならば、きやまファームが今建物を建てておりますので、ある程度建物が建った段階、だから、その前の段階で保健所へ申請を出します。建物が完成をした段階で、保健所がそれを検査に来ます。検査をして約1週間ほどで一応許可はおけるといふふうに、保健所からの許可がですね。要するに、

きやまファームとして処理業と販売業の許可を受けるというふうな形になりますので、そう考えていけば、3月中には確実に、よっぽど施設のほうに何かがなければとれるというふうに考えております。

あと、食品衛生の責任者については、きやまファームの中で、社員というか、非常勤でもよろしいんですけれども、そういう方がとればよろしいというふうになっております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

3回目ですので、最終的な確認です。

この食肉処理業及び食肉販売業というのは、その施設に係るものですか、人に係るのではなくて、施設に係るものかどうかというのをまず確認させてください。

それと、食品衛生責任者、これに関しては、講習が多分半年に1回ぐらいだと思うんですけれども、これも保健所の許可を得れば、これはすぐにおりると思いますけれども、人に係るのか、施設に係るのか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

人と施設、両方という認識で、例えば、どなたか個人の方がどこかの施設でとられても、それがほかのところではできるかというところ、できないので、ある施設とそれに対する管理者ということで、それがセットになって許可が出るという形になっております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

私、最後だと思いますので、最終的にこれを議決したとして、今後、適正な業務が遂行されているかというところで、今後どのような、指定管理者に報告等とか監視をされる予定でしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

この後、議決後に基本協定等を結んでいくことになると思うんですけども、当然、その中で報告書の提出義務ということを決めてまいります。そういったところで、今考えていますのは、月次報告等、あと、それぞれでどういった処理をしたかという報告書は求めていこうと思っておりますし、問題等あれば、うちのほうで立入検査できるような条例等もございまして、そういったところできちっと運営できるかどうかというのは見ていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

一部、大久保議員のほうと関連するんですが、まず、ジビエ解体処理施設を建設する大前提は、有害鳥獣駆除であり、耕作放棄地の拡大防止であるというふうに認識しているんですが、まずその辺は間違いありませんか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

河野議員がおっしゃるとおり、間違いございません。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、さっきの収支のところなんですけど、収支予算書3年間出ているんですが、やっぱりこれの大前提がエミューとイノシシの捕獲頭数が確保されること、それと、販売額が予算で年々上がっていますよね、加工品販売の額。これが確保されるというのが前提での収支予測を出されていますよね、向こうのほう。なので、これがもし年々各月の報告で、例えば、来年1年たって予測どおりいっていなかったというような場合には、どのような対処を事業主となさるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

今後、協定書等を結んでいくと思いますけど、恐らく万が一とか、そういったときにお互

い何かあった場合に協議することができるということではございますけれども、現時点ではそういう民間の自己責任で頑張っていただければ、その逆を言えば、利益が出たときに、うちが指定管理料を下げていいかということもできませんので、それはお互いの取り決めの中でやっていくことですので、まずはこの取り決めでやっていただこうと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

いろいろ質問が出ましたので、ダブらないように質問しますけれども、公の施設を指定管理者制度を前提にまず設置するのがいいのかなというのは、私は少し疑問があるんですけども、今回もうやるということですので、これについて回答は別に求めませんけれども。

3年間できやまファームが利益として約90万円なんですね、上げるのが。この収支予算書で見れば。一步間違えば、逆に言えば、採算が、収支がプラスにならないという場合が大いに予想されるこの収支予算書ではないのかなと思って心配しているんですね。そうすると、基山町は、先ほど言いましたように、指定管理者でもらったからもう任せっきりでですよというわけには、私はいかないと。あくまでも公の施設ですからね。

それで、先ほど町長のほうが言われましたように、ふるさと納税として食肉の販売を東京のほうの店でと。それも一つの案でしょうけれども、やっぱり常時、私はこの指定管理者とは密に連絡を取り合っていくべきではないのかと思いますけれども、そういうふうな計画がですね、基山町がこのダブルジビエの解体処理をしていくことに対してのかかわりが、私は全然わからないんですね。もう任せっきりになるのではないのかなという心配をひとつしておりますけれども、その辺がどのようにこの3年間、町として指定管理者とかかわりを持っていくのかという部分を回答お願いいたします。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

重松議員御指摘されるとおり、初めての施設ですので、何かと不安というのはこちらも持っておりますので、随時確認をしたりとか、収支内容とかも確認しながら行っていきたいと考えておりますし、指定管理期間も今回3年間ということでお願いさせていただいておりますので、通常5年のところを3年としていますので、また、その時期を見て、そこを振り返っ

て、やり方等の問題等があれば、また改めていくということで、緊密に連携をとって運営を見守っていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

その中で、この目的というのがやっぱりどうしても、町内の耕作放棄地の解消も伴うように、鳥獣の駆除というのがありますね。ところが、指定管理者は自主事業をしなければ、どうしても収支はプラスにならないという面がありますね。そうすると、必ずしも私は、基山町のイノシシやエミューを取り扱うだけじゃなくて、近隣市町でもこういうふうにはイノシシとかいうのが出て、それを解体する施設がないから基山町のほうでさせてくださいとかいうふうな申し込みがあれば、私は自主事業として受けることも考えなければならぬんじゃないかなと思いますけれども、この計画からすると、そういうふうになっていませんよね。あくまでもこれ町内になっていると思いますけれども、これ自主事業としていえば、その業者に、例えば、きやまファームのほうに取り扱いを自由拡大というふうな形はとれないんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

事業計画の中では、町内のイノシシの解体のための使用料ということで考えてあるんだと考えておまして、条例上は、町外の解体する場合も使えるということになっておりますし、自主事業の中で、当然町外からの持ち込み等を買取ったりとか、そういったこともないと思っていけないと思っておりますので、それはこの計画の中にうまく書き込まれていないだけで、実際はやられていけないと聞いておられますし、やられるんだと考えております。

また、きやまファームが事業計画で申されていたのは、この施設だけではそういう経営は大変だと思いますけれども、実際、エミューを飼育されていて、その出口ということはあちらも求めていることですので、こちらでその収支が出なくても、ほかのエミューの放牧等の事業の中での利益がとれるということで、全体的に採算があるという考えを持ってあるのではないかと考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これまでいろいろな御質問を受けておりますけれども、基本、まずは安心・安全の部分が大事なので、まだとれませんけれども、先ほど松石議員からあったHACCPの話も含めて、それから、トレーサビリティの話も含めて、きちんとやっていくというのが、まず第一の前提として、一方で、私のところには、例えば、エミューであれば、基山でもしひなをきやまファームから譲ってもらえるんだったら、自分のところで飼って、また処理は基山で願いますようなことを考えたいという自治体も既に何自治体かが、非公式なのでどこまで本気かというのはわかりませんが、そういう話も今、もう出つつございます。

それで、これから大事なのは、今はジビエですけど、エミューもひよっとしたらまた家畜法、さっきの食鳥法も含めて、そうなってくると、今の施設では対応できなくなったりする可能性もあるので、そこらあたりは農水省との協議が物すごく大事なんですね。基山単独とか、きやまファーム単独とかでそういう協議はできないので、まずはエミューをやっているような組織、エミュー協会までいけたら一番いいんですけど、一気に協会は無理でしょうから、協議会的なものをきちんとつくって外に広げていく話が絶対大事だというのが2番目の話になっていくと思いますので、そういう意味では、きちんと安全性を保つことと、外に向かって販路も含めた、それから、そういう制度的なものも含めた形できちんと外に向かってやっていくという2本を考えて、きちっと基山町としてはそれをうまくリードしていくような、そういうことをやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、ぜひ御理解いただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第1号に対する質疑を終結します。

次に、議案第1号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第1号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号に対する質疑を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

幾つか質問いたします。

資料の23ページ、候補者の選定結果についてと、これも一回先ほど御質問したんですが、なぜ1団体かと、複数申請が基準ではないのかと。これについて、その経過も含めて御説明をお願いしたい。

それから、審査結果で(2)ですが、評価項目の中で、公の施設の効用の発揮と、これ20点満点で15.5点ですね。これが95ページの基準表を見てもと、審査の視点として、施設の利用を促進させる方策（宣伝、広報等）がとられているのかという視点がございます。

そこで、ここでお尋ねしたいわけですが、私たち総務文教委員会は、昨年秋にこの件で大分県の佐伯市の宿泊施設を視察させていただいたところです。そこで、私も当初から危惧をしておったわけですが、宿泊の中心が夏休み、冬休み、春休み、土曜日となっておりますと、そして、平日の利用はございませんので、閉めておりますというようなですね。ですから、逆に言えば、それが課題ですというふうなことを述べられたわけです。その点で、そういう課題というか、問題については町もつかんでおられたというふうに思います。ここの審査の視点の中で、それはどのようにつかまれているのか、それを説明をお願いしたい。

それから、これも先ほど聞いた結果です。79ページの審査機関、選定委員会の構成、これについて御説明ください。

それから、同じく80ページの募集要領ですが——80ページというか、関係法規の遵守がありません。ジビエにはありました。ところが、こっちの合宿所はそれはいいというふうになっているように思われますけど、それは必要ないのか。それを説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それでは、松石信男議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、なぜ1団体の応募だったのかということですが、これにつきましては、昨年の8月に、まずこの合宿所の開設に当たって、そういった関係団体の方と意見交換会をさせていただきまして、基山町に新たに合宿所と、それから、食堂施設をつくと、そこを指定管理としてやる場合の意見交換会ということで意見交換をさせていただきました。その時点では7団体の方がお見えいただいて、いろいろと意見交換をし、今回の基準表まではいかないですけれども、大まかな概要の考え方を示す中で、実際、それを受けられる事業者としてはどうであるかという御意見もいただいたところでございます。その中では、合宿所の中で提供する食事の金額の設定がちょっと低いんじゃないかと、うちとしては500円程度での食事提供ということを最初は提示しておりましたけれども、その時点ではちょっと提示としては少ないんじゃないかということで御意見いただいた分と、あとは、施設の状況とかの御意見もいただいたところでございます。

実際、そういった形で業者がお見えいただいたんで意見交換をさせていただいて、実質的には、先ほど申し上げましたように、11月から実際の応募を開始したところでございます。その中では、実質的には2社ほど意向を、今回の1社ともう一社意向を示されたところではあるんですけれども、いろいろと申請書を出される中で協議をする中で、最終的には1社辞退をされて、結果的に1社の応募になったというところで、この分については1社でも応募があったということで、この団体の内容を今回、審査会に諮らせていただいたところでございます。

それと、2点目ですけれども、審査項目の2番目の「公の施設の効用」ですけれども、これについては、実際審査をする中で、こちらの団体につきましても、実績としましては日本全国でかなりの数の実績を、公の施設としての指定管理の実績もございましたし、その実績も含めて、現在の本町の合宿所の現状も理解した上で、やはり今、議員が御指摘のような宿泊者の確保をどういうふうにするかというところは十分事業計画の中にもですね、関係団体、あるいは、平日利用を促進していく必要があるという課題の認識は十分お持ちでしたし、それに対しても、やはりそういった方策も町内の文化団体あるいはスポーツ団体、いろんなところと協議をしながら利用促進を図っていく、さらには自主事業としてそういった利用促進も図っていくという御提案もされておりましたので、この点については十分把握をされてい

るし、それに対する対策もお考えであるという認識でとれたというふうに思っております。

それと、3点目でございます。委員会の設置ですけれども、その構成につきましては、6名で委員会の組織は構成しております。こちらのほうも基山町合宿所指定管理者選定委員会設置要綱の中で規定をしております、副町長、教育長、総務企画課長、財政課長、まちづくり課長、それとあと、健康福祉課の管理栄養士も含めて選定を行ったところでございます。これにつきましても組織として、あるいは事業の内容の審査に合わせて、今回は食堂というところの部分もございましたので、その分ではその運営の体制、あるいは考え方等も含めて、管理栄養士という視点で内容のチェックをしていただいたところでございます。

それと、この募集要領の中には法令等の遵守というのは、実際、出しておりませんでしたけれども、それは基本的なことで、基本協定の中で法令遵守というのはきちっと協定を結びたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

なぜ1団体かということで、そこはわかりました。この件については、以前の総務大臣の、これは通知ですか、運用についてというふうな通知の中で、指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいというふうな、当時の片山総務大臣からも出ているところです。

あと、平日の利用についてですけれども、サンアメニティについては、その辺についても非常に課題等を考えられており、その対応策についても関係各団体と協議しながら取り組んでいくということで、平日の利用促進に真剣に取り組まれていくというふうに確認していいわけですね。

それで、あと選定委員会の件ですが、これも先ほど言った内容なんですが、役場内だけでつくられていると。しかし、もちろん、これをつくるに当たって町長は意見交換会とかやられているわけです。その辺について、意見交換会に出された点については、どのように選定委員会、候補者を選ぶときに参考にされているのか、町民の中から出された代表的な意見も踏まえてどう選考に反映されたのか、その辺について説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回の合宿所の意見交換会をさせていただいて、実際には、その中で出されました中では利用の対象というか、そういった部分をどういう整理をするのかということ、もう一つ大きくあったのは、その合宿所の利用者がふえることによって、町の体育施設が今使われている方に使えなくなるような、そういったものが出るのではないかとということではありましたけれども、その点は、現在開催されているような大会の方々がこの合宿所を使っていただくような大会であったりとか、そういった練習の中でこの合宿所を使っていただくということで一定整理はできると思いますけれども、今回の指定管理者を選定するに当たっては、そういった基山町で初めて宿泊施設ができると、そして、それに合わせて食堂も営業していただくという、単純な合宿所の維持管理だけではなく、食堂の維持管理ではない、トータルの施設ということも含めて選定委員会の中では選定をされて、それぞれの合宿所の運営、それから、食堂の運営についても、こちらの事業者のほうはそれぞれ経験もお持ちだし、その体制も持つ、ノウハウも持つというところで、トータルとして本町の指定管理者としてふさわしいという御判断をいただいたものというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後、もう一回確認ですけれども、いわゆる関係法規の遵守ですね、応募要領にはないわけです。今後、それはきちっと求めていくと、今後の中でというふうに受けとめたわけですが、労働基準法なり、いわゆる労働法令、これを遵守するというのを含めて、きちんとするべきだというふうに思いますが、その辺もう一回お答えください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それは当然ですね、関係法令の遵守ということはきちっとうたいながら、確認をしたいというふうに思っております。実際、この事業計画の中でも、対象事業者のほうもきちっと法令遵守ということはいたってありますし、きちっと事業書の提案の中にもその分はいろんな面での遵守をしていきますということを明示されておりますので、そこは再度、協定の中で

確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

待ちに待たれた町長のいろんな施策の中で、非常にこれ町民も期待しておるところの合宿所ですね、今まであったほっとステーションが昨年やめられて、年末年始で基山に来たらあそこに寄りたいたいという方が相当いらっしゃったと思いますけど、そういうのもされんで、今、あえてこうすることで基山町が合宿所なり食堂ということでされるということで、私は非常に期待しておるところです。

問題は、先ほど松石議員が言われましたように、合宿所の経営なり、食堂の経営、一緒になるという、非常に難しい難題で、先ほどから課長が言われますように、7つの社がおったけど、最終的には1社しかなかったというふうな、それだけ難しい、いろんな経営上の問題が会社としてあったと思うんですよね。

私としては、これは合宿所、年間に何日かわかりません、いろんな文化面なり体育分も含めて利用されるということは非常に結構ですけど、ただ、その前に、ここでサンアメニティのホームページを見せていただいたら、いろんなことで、福岡支社もあるということで全国的にされておりますけど、私は基山町のここの合宿所、名前についてはちょっと気に食わないんですけど、「合宿所」という名前は、また後で質問しますが、これの一番の問題は、合宿所というのわかります。わかりますけど、合宿所だけではもうやっていけないと思うんです。そこは常時、週に1回休みで、あとは全部フルタイムで食堂としてですね、地域に愛され、今まで愛されてきた旧ほっとステーションのように、体育施設を利用される方、町民の方、町長もラーメン食べ、それこそ弁当ない人たち、私たち、職員、議員も含めて、そういう施設が全くないわけですね。だから、そういう意味で、ぜひ食堂としての機能を私としては第一義的に考えて、それは当然、「合宿所」という名前はありますけれども、ここに30ページですかね、常設メニューで定食等考えて600円から800円の値段と書いていますけど、こうすることで町民の視点に、ちょっと体育施設なり多目的で散歩した後に食堂がとか、これは非常に重要で、ここの売り上げによっては相当サンアメニティも助かると思うんですよ。だから、事業計画には、ほとんど常設の食堂として経営をしますということを書いています。

それで、町としては、この事業計画書に基づいて判断された常設の定食うどん——定食う

どんというか、食堂、この管理運営というのは、サンアメニティが出してある事業計画書ののっつてされる考えなのか、その辺の基本的なこと、一番大事なことと思うんですけど、定食の——定食といいますか、常設の食堂はサンアメニティが掲げてあります事業計画書ののっつて町としても大賛成というか、これによって運営されるのか、その辺をどういうふうな考えで、いや、これはまだ、この事業計画はサンアメニティが出してあることですから、また、町としては違う考えがあるのか、その辺も含めて御答弁ください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まずは、この食堂施設は合宿所の食堂施設でもありますので、基本的には、合宿に来られた方にきちっと必要な食事を提供していただく、それが第一義的には絶対の条件でございます。ただ、自主事業として、今、議員がおっしゃるように、食堂として地域に開放していただく、これも大事なことだと考えておりますので、基本的には、常設であけていただくことを考えております。今のところ、事業計画の中にも、議員御指摘のように、30、31ページのほうにも食堂の関係の事業計画を出されて、常設メニューであったり、季節メニューというふうな形でもありますし、この中にも地域のほうに開かれた食堂として営業していきたいという事業計画も出されておりますので、ぜひこれについては行っていただきたいというふうには考えています。

ただ、現実的に、今のところ、こっちの資料にはちょっとそこまで載せていなかったんですが、営業時間としては当面の間は昼間の時間帯ですね、昼食の時間帯を常設という、一般の方に開放する時間という形で今のところは考えられて、今後、町なり、あるいは利用の状況を含めて、その時間を広げるとか、そういったことを今後検討していきたいというお考えをお持ちですので、ぜひそれは基山町のものを使った料理であったりとか、先ほどありましたようなジビエ関係の料理であったりとか、そういったものを含めて、基山町の食堂として、ここは自主事業の範疇になりますので、ぜひこちらのほうでも収益を上げていただきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

いろいろ御質問が出ておりますので、まとめて案内させていただきます。

まず、2つとも応募が1つだった点ですが、ジビエのほうはですね、なかなかエミューのノウハウを持っているところがないので、1つといっても仕方がないかなというのもちよつとあったんですけれども、こちらの合宿所のほうは7つぐらい、そのうち3社ぐらいは、私のところにも挨拶に来られて、やる気満々だったんですけれども、結局ですね、今回のところは、私はまだお会いしたことがないんですけれども、ほかの6社は指定管理をこれまでやったことがないところばかりでした。だから、食堂事業はやりたいけど、指定管理事業はようわからんということだったので、やっぱり指定管理のハードルというのが高いというのが今回、しみじみとわかったところでございます。だから、一般的な指定管理、町民会館とか体育館の指定管理だったら、応募者が必ず数社来ると思うんですけれども、そういうことかなということが1点と。

それから、町民の意見交換会からは2つ意見があつて、今、鳥飼議員がおっしゃった昼食が食べられるようにしてくださいというのが1つと、松石議員のときにお答えした、今のスポーツをやっている方とか町民会館を使っている方がその機会を失うようなことにならないようにはしてくださいという2つの意見が重立った意見だったので、なおのこと、そうなるよと、やっぱり平日、特にスポーツ施設は平日どう埋めていくかというのが大事だというふうに思いますし、スポーツとか町民会館みたいなそういうものだけではなくて、ほかの組み合わせ、合宿所とほかの組み合わせをいかにやっていくかというのが大事かなというふうに思っているところでございます。

例えば、近々で言うと、来年、総文祭の放送が基山で行われますので、ことしから各地から、基山の町民会館で練習しに来る学校が各地から来ますので、そういった人たちをうまく泊め込むみたいな話。これは、東明館との連携が必要になってくると思いますけど、そういった話であったり、ダイエットとかをやるような合宿をするみたいな話であったり、歴史とか文化の勉強会であったり、そういったことをやっていかなきゃいけないので、そこはきょう議決をいただいたら、指定管理者と早速打ち合わせをして、もうすぐに予備募集みたいなものを始めて、5月16日からのスタートですが、今からそういう事前募集みたいなものを始めさせていただいて、埋められるものは埋めていくみたいなことをいかにやっていくか、そのときに、またそのニーズと我々がやろうとしていることのギャップがあつたら、それをいかに埋めていくかということが大事かなというふうに思っているところでございます。

それから、もう一点の昼食につきましては、さっきジビエのところでもありましたけど、例えば、エミューの、逆に言えば、販路拡大にもなりますので、エミューランチであったり、基山ランチであったり、そういう明確なコンセプトを打ち出して、そこに行ったらお客さんを案内してエミューを食べさせられるみたいな、そういう感じのことをきちんとまた、議決いただきましたら、指定管理者と打ち合わせして、ジビエは、まず保健所の許可がおりないと話になりませんが、合宿所はもうどんどん前倒しで5月16日オープンに向かって予約の話をしていきたいというふうに思っております。そして、理想はリピーターがきちんとつくような仕組みをしていかなければいけないというふうに思っておりますので、そこらあたりもこれから考えていきたいなど。それこそ、何でもふるさと納税に結びつけてしまいますけれども、合宿所利用券みたいなものをふるさと納税の商品にするような、そういうことなんかもあったりするかもしれませんし、全員協議会で出ましたように合宿以外の用途での使用についても、ある程度の制限は必要だと思いますが、どういう形でやるかとかいうことについても検討しなければいけないかというふうにも思っておりますので、いろいろな多方面から合宿所がうまくいくように考えていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様におかれましては、いろいろなアドバイスとか、また御指摘を、きょうのこれから後だけではなくて、5月16日に向けて、ぜひまたその辺のサポートをよろしく願いできればというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

そこで町長に、合宿所、合宿所と言われますけど、一般の方たちのお客の取り入れも大事と思うんですよね。あそこに基山町合宿所食堂と看板を上げられたら、一般の人は行きづらいと思うんですよ。で、先ほど合宿所じゃなくてネーミングを考えて、前はほっとステーションという名前がありましたから、ほっとステーション食堂やないけど、合宿所は合宿所として看板を上げてもいいですけど、この食堂に一般客の方も自由に入ってくださいという意味で、合宿所の食堂じゃお客さんは入らないと思うんですよ。だから、そういうネーミングで愛称を持って、公募でもいいですから、それでされて、極端な場合、多目的運動場なり体育館に全然関係な人でも来られるような施設として利用者を図って、収益を上げていって指定管理がうまくいくようにも考えて、私たちも孫を連れてあそこに行くのが楽しみだった

んですけど、今ないのが非常に寂しいところもありますから、ぜひ看板は、合宿所食堂じゃお客は入りにくいと思いますから、愛称なりいろんなことをされて、前の名前がほっとステーション基山やったですかね、そういう名前をですね、これは別段名前をつくったって同じ名前でもよかだと思いますけど、そういう面でひとつ再考を考えて、健全な食堂として、相当町民の方も待つてあると思いますので、その点をひとつお願いします。

以上です。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

十分に検討させていただきます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

まず、資料の42ページ、43ページに、こちらのサンアメニティ、非常に全体的にホスピタリティーあふれる内容になっておりますけれども、この中にノーマライゼーションとかユニバーサルデザインとかを用いて使用しやすい施設ということをうたわれておりますが、当初段差等があったというようなお話も以前の議会で図面等で御質問させていただいたと思います。あわせて雨天対策もですね。その後、こちらとの協議も含めて、何か進展があれば御説明ください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

施設の段差解消等の経過ですけれども、これにつきましては、合宿所の施設内にエレベーターはつけておりませんので、1階についてはバリアフリーでという形で、多目的トイレも1階のほうには設置をしておりますので、そちらのほうで御利用いただけるというふうになります。それと、合宿所から食堂施設に行くには、今の食堂の南側のベランダのほうから回っていくような形でスロープをつけさせていただきますので、そちらのほうから入っていただくと。そして、それぞれのスロープ、あるいは、合宿所から食堂に行くための雨対策ということで、屋根をつけるということで今進めているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

承知いたしました。

それと、もう一点だけ、先ほど鳥飼議員のほうからお話がありました。私も合宿所の名称をぜひつけていただきたいと思います。こちらのサンアメニティが運営されている各施設にも名称ございますし、現在の憩の家もシンプルな名前ですけれども、年数たって、非常に私どもも思い出深い名称として使わせてもらっております。

また、余談ですけれども、町長が職務中に乗られているトヨタのプリウスですが、あれ型式でいうと、合宿所と同じように型式でいうと、DLA-ZVW52という型式なんですよ。ただ、プリウスという意味はラテン語で何々に先駆けてという、町長が乗るのにふさわしいような名称だと思います。ちょっと持ち上げたような言い方になりますけど、合宿所もそうやって、町民あるいは町外の方皆さんに思い出ある施設として名称をつけていただければと思いますけど、再度いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

実は、後ろの「合宿所」という言葉に結構思い入れがあって、あれはまずは合宿所でスタートしたいなと思っていて、ただ、前の「食堂」は、合宿所の食堂じゃさすがによくはないかなと思って、そこは何か愛称を、もともとあれはほんとステーションだったんで、基山ステーションでも何でもいいので、何かそこは考えないかなかなと思って、今ちょっと考えていたところがございますので、ぜひあそこはまずは「合宿所」で、将来、合宿所で定着してきたときには何か愛称を町民の方に募集するというのはあるかもしれませんが、当初はぜひ、あその後ろの部分は「合宿所」でスタートさせていただきたいなというふうに思っているところがございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ちょっと、1回目の質問で3点ほど質問させていただきます。

まず、松石信男議員と一緒に私も大分県の佐伯市のほうの合宿所を視察に行きました。そのときに、確かに長期休暇中とか土曜日が使用者が多いということで、約3,000人ぐらいを計画されて、予算的には350万円ぐらいの収入を得るような計画を示していただきましたけど、そこで基山町のほうの90ページに今回、合宿所指定管理料上限額積算書というところの平成30年度の分の中に収入の使用料を91万円というふうに出してありますけど、これはどういふふうな積算をされて91万円という数字を出されているんでしょうかね。この中に人数的なものとか使用料をそれに掛けられたものだと思うんですね。

それと、あそこの施設にミーティングの場所がありませんよね。先ほど質問された中に食堂は昼間のみをしばらくは利用してもらって、一般の方にはですね。昼、夜は宿泊される方が利用するという事なんだろうけど、佐伯市に行きますと、食堂ですけど、広い食堂でしたので、そこをミーティング場所という形で施設がありました。合宿所となると、ある程度の団体が利用する、そうするとスポーツだの使った後にやはりいろんな反省だのミーティングも必要じゃないかと思いますが、そこをどういふふうに今度の指定管理者に示されていくものか。

最後に、ジビエのときにもお尋ねしましたが、サンアメニティからいろんな事業計画が出ておりますけど、その点に対して町としてはどれだけの監視というか、ジビエでもお尋ねしましたように、どういう報告書を毎月なのか、年間なのか、そういうことをチェックされるのか。それと、それをまた第三者からの目線で評価していただくような組織はつくられないものか。今回は、宿泊所という、本当の意味での安全が必要だと思うんですよ。夜間の警備とか、夜間の防犯とか、それと食堂もあるので、食べ物、そういうところの管理体制も非常に必要だと思いますので、町だけの報告をただ業者からいただくだけでなく、専門的な第三者、そういうことの必要性を私は感じますが、そこら辺を回答願います。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それでは、大久保議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の91ページの基準の中の収入の根拠ということでしたけれども、これはうちのほうで宿泊の予定者とそれに係る収入の見込みをさせていただいております。基本的に言うと、宿泊の方は年間60件で、大体1回当たり14名で800人ということで、その方々が8人

部屋と6人部屋にそれぞれ入られるという、そしてその中の子どももあるということで、その分の費用を年間で86万円——これは合宿所の宿泊の収入としてですけれども——を見込みまして、その分と、あと日帰りの分も約48週で2時間程度使われるというところを見込んだ分で積載した分で、まずはその分の初年度ですので、2分の1程度を宿泊の収入として1年目でいきますと36万円、それから、冷房代と洗濯機とか乾燥機の使用料として約5万円、それとあと、食事代として50万円、トータルで91万円の歳入ということで見込みをさせていただいているところでございます。

それと、2点目ですけれども、ミーティングルームにつきましては、団体であれば多分和室を、8人部屋と6人部屋がありますけれども、そちらを御利用になられると思いますので、一時的には和室の部屋をミーティングルームとしてお使いいただければと思っています。ただ、それでもどうしても足りないということであれば、先ほど食堂の中の御説明で申し上げたように、当面の間は昼間の営業という形になりますので、そのあいている時間であればそちらのほうも使っていただくなりということで、お使いいただければというふうに思っております。

それと、3点目ですけれども、それぞれの運営について行政がどのような管理というか、監視をしていくのかという点ですけれども、今現在、町民会館と体育館につきましては毎月1回定例会ということで、その月の報告会をさせていただいて、その分の実績と問題点、あるいは、その分の経過の報告会と意見交換会をさせていただいておりますので、今回、合宿所につきましても同じような形でそういった報告会をあわせて行っていきたいというふうに思っております。

それと、第三者からの監査というか、そういった部分については、この分につきましては社会教育委員会のほうで毎回年度報告をさせていただいておりますので、その中で合宿所につきましても管理運営の状況の報告をさせていただいて、御意見をいただきながら、今後の運営に反映をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

今の基山町の状況を見ますと、やっぱり私が期待しているのは、48人が基山町に宿泊できるということと、それから、食堂としてこの周辺にはないということでの機能でございます。

それで、合宿者を優先してということになってはいるんですけども、例えば、合宿所の場合48名の定員ですよ。その場合に20名の団体が入ったときには残りまだ28名ですか、あいてるわけなんですけれども、複数の団体は入れられるのでしょうか。これは、食事のほうも同じなんですけれども、昼食は自由に一般客を入れられるということなんですけれども、夕食時には合宿者が優先になると、仮に20名の方が昼食をしている場合は、一般の食事する客は全く入れられないのでしょうか。

それともう一つ、この周辺には基山の名産とか、簡単な食料、そして、自販機以外は飲料とかが売られていませんけれども、こういうふうなちょっとした小売りのコーナーというのも設けられる予定はあるのでしょうか。その2点をお伺いいたします。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず、1点目の定員は48名ということで、20名の団体が入った場合には、あとはどうするかということですが、それは受け入れをしていきたいと思っていますけれども、ただ、男性と女性の比率であったりとか、そういったバランスも含めて、部屋の中に共同でというわけにはいかないと思いますので、部屋の使い方によって今のところ本町が想定しているのは、1階が男性で2階が女性というふうな想定をしておりますので、その中でバランスよく受け入れが可能であれば、なるべく48名に近づけていきたいというふうには考えております。

それと、食事ですけども、基本的に、合宿で利用されている方が希望されれば朝昼晩の食事を提供させていただきますので、今のところ、事業計画にありますのは昼食どきですね、大体11時から2時半ぐらいの昼食の時間帯の営業を今一般開放で考えてありますので、そこは合宿所に入られる方の人数にもよりますので、そこをバランスをとって、完全にシャットアウトということはないと思いますので、お待ちいただければ、一般の方も食事ができるというような運営になっていくのかなというふうには今想定をしているところでございます。

小売りにつきましては、事業者とも話をしながら、これについては自主事業の拡大につながるものでございますので、あとはスペースの関係もございまして、そのスペースが確保できて、町内の物産で、これは産業振興課のほうとも協議になるとは思いますけれども、アンテナショップ的なことで商品紹介したりとか、あるいは一定量展示——展示というか、販売スペースがとれるようであれば、そこは積極的に考えていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それから、この事業計画については地産地消ということで、地元の佐賀県、基山の食材等も使っていきたいということを書いてあります。こちらのほうについては、先ほどもちょっと新しいメニューとかエミューのメニューとかもおっしゃいましたけれども、地元の職員の雇用も含めて、役場としては商工会とか、あるいは生産者とどういうふうにかかわって、できるだけ地元の食材等を使っていただこうと考えてあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

この事業提案書の中にもありますように、向こうの職員以外は地元の雇用を考えてあるということですので、ぜひそこはお守りいただいて、地元からの雇用を積極的に行っていただきたいと思っております。

それと、提案書にもありますように、季節の食材であったりとか、地元の食材を積極的に使うという御提案ありますので、そこは産業振興課と連携をとりながら、商工会だけではなく、いろんな農業の生産者の方との橋渡しについては行政のほうできちっとやりながら、地産地消を積極的に進めて、先ほど町長が答弁されたように、やはり基山ならではのものとして、それも売りにしながら食堂の経営を進めていただきたいと、その点はぜひ町としても積極的に御提案なり協力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ぜひ、特に基山町外からも調達できるような材料とか食料であっても、できるだけ基山町から仕入れていただくような要望はしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

食堂の件なんですけど、結局、合宿所ができたことによって駐車場があの中にはなくなりますよね。業務用の何かが入るぐらいはあると思います。

今回、合宿所をするに当たっては、駐車場は道路の向かい側辺を利用するというのをたしかこの中にも書いてありました。夜間時の利用もあると思いますし、一般の方が昼間食事に来られる、そのときも今まででしたら中に入れてありましたでしょうけど、今回はそれもやはり道路挟んだ公園のほうの駐車場を利用されると思います。今回はサンアメニティじゃないかもしれませんが、町としては、あそこの道路のところの横断歩道がありましたでしょうかね——ないですよ。東明館にあるからね。だから、あそこへの安全管理をですよ、一般食堂もされるようでありましたら、また夜間昼間も関係なく合宿所の方が利用するためにも、あそこの道路の管理をしっかりとしていただきたいと思いますが。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

横断歩道であったりとか、交通安全につきましては、横断歩道につきましては今、議員御指摘のように、東明館の校門付近に横断歩道ございますので、これは当然警察との協議にはなってきますが、その点は、現状としては横断歩道が続きますので、ちょっと厳しいものがあると思いますけれども、例えば、合宿所であったりとか対岸の総合公園のほうに、まず横断者に対しては安全確認の看板であったりとか、そういった部分の安全対策は必要ですし、あとは道路上については、当然東明館もございますし、合宿所の利用者等もありますので、少しこれは道路管理者と協議をして、道路の構造というか、例えば、色をつけるとか、白線の引きぐあいとか、注意喚起をしていただくようなものも当然今後はですね、すぐに何ができるのかというのは、ちょっと私ではわからないところありますけれども、やはり安全対策というのは大事なことです。そこはやっていきたいというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

23ページ、審査の選定結果について、審査の結果、3番の(2)ですね。これが下に書いてあるごと、平均点が65点以上上回ったということで書いております。でも、各項目ごと読んでいくと、①の利用者への対応が20点で17.2点と、2番目が15.5点、3番目が17.5点、自主

事業が15.7点と、⑤の管理に係る経費が20点満点の5点ですね。項目ごとに見ると、逆に20点のうちたった5点しかない。項目ごとで65点以上上回っていないと見てもいいわけですね。その⑤の管理に係る経費の計算を書いております。1 マイナスの提示価格、限度価格分の提案価格掛け100ですね。その計算をしてみました。確かに3年間の限度価格が1,897万7,000円ですね——1,985万円ですね——に対して、1,886万円となっております。この計算をしたら5点が出ました。書いてあるね。この各項目で見ていくと、20点に対してたった5点じゃないかを見るポイントもあるわけですね、見方によってはね。何だよ。そうすると、65点平均いっていないじゃん。各項目見るとね。だから、この計算方式というのが正しいのか、また、1から4はABCDEと分けていますね。ここだけはダイレクトに数字的にぼんと出してありますけど、このやり方でいいのか、それについてお伺いします。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回の指定管理者の募集につきましては、提案型の公募ということで、施設の管理運営の内容について審査をして、その内容で指定管理者を決定しておりますので、ここの指定管理というか、額だけで判断するのであれば、単純に入札という形ですれば事は足りるわけですが、やはりこの施設を安定的に、安全に、公の施設として有効に活用していただく手法として、それぞれの提案に基づいてやっていくという形で今回の応募をさせていただきましたので、この提示額に対するウエートは低くして、ただ、全くその提案額について参考にしないというわけではなく、その分も一定程度、点数を配点させていただきましたので、ここについてはより提案内容を重視するというところでの審査方法をとらせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、基山町は過去にも指定管理者制度でやっていますね、体育館とか町民会館とか。そういう限度額というのはこういう計算方式でやっているのか、今回初めてやからウエートを、金額とか制限したのか、ふやしたのか、過去の施設の関係とはどんななんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

体育館、それから、町民会館とも同じような方式で選定を行っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それでダイレクトに点数をぼんと出すんじゃなくて、ほかの項目、ABCDEとか5段階、そういうランクづけはできないとですか。最後です。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それは考え方ですので、今回は数字をそのまま出しておりますけれども、例えば、比率に対してそれに配点を加えるという方法もなきにしもあらずですけれども、どちらにしても、ここの最後の項目につきまして、経費の分については今回はこれを採用しておりますので、金額も一定程度参考にして、じゃ、低いほうがよりいいのかということにもなりますので、そこはやはり安定的に運営していただくためとして、中身もどうのお考えでこの経費を出されているか、無理をして、実際、指定管理期間内で、いや、やっぱりできませんでした、撤退しますみたいな形にならないためのチェックとして上げておりますので、今後もこういった形での採点方法を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は今回、サンアメニティがよく応募してくれたなと実は思っているんですね。大変難しい指定管理の取り組みだというふうに思っています。ただ、サンアメニティ、大変立派な事業計画書、これは実績があるからこそくれたんだろうというふうに思うんですけれども、その中で私が何点か少し危惧している部分が、1つは資料の26ページを見てください。

設置目的実現に向けてというものがあります。基山町が、例えば、72ページで募集要領の趣旨が書いてあるわけですがけれども、指定管理者に係る募集要領の趣旨、26ページにサンアメニティがこの目的実現のために観光の立ち寄り拠点としても活用したいんだというふうな

文言、食を通じた地域振興、これはいいんですけども、観光の立ち寄り拠点というふうになれば、捉え方によっては合宿所とまた違う捉え方になるのではないのかなというふうな心配が1点あります。

それと、基山町は、例えば、資料の82ページを見てください。合宿所の目的が営利、非営利であるのかというのが大変、合宿許可をする場合に出てくるんですね。書いてあるように、会社の業務として会議、これは営利行為になると。逆に言えば、営利行為になったら制限をかけるというふうな捉え方になれば、先ほど言いましたように、観光というふうになって、例えば、観光会社が、基山の球場にしても観光ですと、その立ち寄り拠点として利用したいと。しかし、この観光会社は営利目的になりますね。そうすると、こういう部分では拠点とかいろんなハードルが出てくるのではないのかと。この辺が私もよくわからない。ただ単に合宿所、例えば、スポーツ、文化の合宿所だけとしたら、こういう問題は余り出ないと思いますけれども、この観光となってくるとまた違う捉え方になるのかなというのが1点です。

それと、基山町の指定管理料の上限の計算方法ですね。例えば、資料の90ページ、91ページ、92ページ、93ページを見てもらえればわかりますけれども、年間支出額から収入見込み額を引いた部分の年間限度額、これが指定管理料の上限という計算ですね。ところが、資料の83ページを見てください。(9)の管理業務全般で、例えば、年間修繕料36万円を預けるとか、年間備品費10万円、消耗品費24万円、これも預けるんですね。こういうふうに基山町は修繕とか備品とか消耗品費は出しますよと、上限という形になりますけれども。この部分は支出の中に入っているんですね。だから、本来はこの預けた部分は指定管理料金のほうに入れなければ、私はおかしいんじゃないのかと、収支がですね。基山町が出している部分が結局、支出として出ていますけれども、この支出の部分の金額は基山町が預けるわけですから、これは少し、この年間の限度額の指定管理料とはどのような関係になっているのかというのがちょっと私はわからないなと思って聞いていました。

それと、先ほど言いましたように、あくまでも基山町の公の施設となってくると、サンアメニティとすれば少しでも利用者をふやしたいという場合に、やっぱり優先順位、申し込んだ人を優先というふうになるのか、やっぱり町内の方、町内で、例えば、スポーツクラブで合宿したりとか、そういうのを優先するのかとか、この辺がちょっと私はどうなのかなというふうに思いますけれども、ちょっと今何点か聞きましたけれども、回答をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それでは、重松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の観光という視点で考えたときには営利目的には使用させないというところでいうと反しないのかというところの御指摘でございますけれども、この基準表の中に、確かに今御指摘のように、「会社等の業務として行う会議及び宿泊等は営利行為とする。」というふうにしておりますけれども、それは当然そうですけれども、観光で、例えば、山登り、あるいは個人的な部分としてお見えになった方、あるいは、そういったうちのほうが募集というか、案内をしながらお泊まりいただくという、そこに関しては観光というところと絡めてやっていくというところで、一定整理はつくのではないかなというふうには思っております。

それともう一つは、82ページの(4)の③のイのほうに「利用の目的、内容及び方法が文化スポーツの振興又は町の活性化に寄与する利用に即しているか」という、町の活性化という視点で少し考えていけば、そことの絡みも十分考慮できるものがあるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それと、2点目の83ページにあります(10)の備品・消耗品の補充等についてということで、これについては指定管理者がそれぞれ補充を行うということで額を入れておりますけれども、これは91ページのほうに算定基準額というのがありますけれども、この額の中にこの分は含ましていただいておりますので、きちっと明示をすることによって、必要なものはきちっとこの範囲の中で備品をそろえるなり消耗品等も補充していただくということで考えているところでございます。

それとあと、優先順位のことについてでございます。

今、体育等の施設、町民会館もそうですけれども、2月に次年度の利用のための利用調整会議というのを開かせていただいているところでございます。今回、この分の利用調整会議ですけれども、体育館の利用調整会議を行う中で、合宿所についても、例えば、区であったり、スポーツ団体とか、いろんな方々が次年度において利用したいという場合は事前にその利用調整会議の前に申請を出していただいて、その中でスケジュール的な、例えば、日程がかぶるような場合は、利用調整をしていただいたところで仮予約的なものをしていただくと

ということで、その場合は特別利用申請書的なものを出していただいて、仮予約をしていただくということで考えているところでございます。

また、今申し上げた特別利用届における優先順位としては、まず、町主体のものが1番目で、2番目としては町立の小・中学校、そして、3番目としては区、各行政区の主催のもの、そして、4番目としては町内の各種いろんな団体の方という一定の優先順位をつけながら、早目に年間スケジュールの中で組み込んでいただくべきものは仮予約的に押さえていただきながら、そういった調整をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は、指定管理者の業務といいましょうか、仕事にあんまり制限をかけるべきじゃないというのは思っているんですよ。やっぱりいろんな自主事業を含めた取り組み、ただ、そうあったとしても、基山町は合宿所という目的を逸脱するような利用の仕方はやっぱりきちっと制限をかけるべきなんだというのがありますから、この観光というふうに漠然とした取り組みになれば、今、全国的にホテルとか宿泊施設が足りないと、福岡なんかも足りないとというふうに言われていますから、場合によっては基山町にできたというのを利用されるような、こういう無制限な利用は慎むべきだというふうに思っています。

それから、先ほど言いましたように、例えば、先ほどダブルジビエの食肉解体ありましたね、指定管理者。そこには備品なんかについて基山町はそういう預けるとかなんとかという項目は全くなくて、事業者が備品購入、例えば、ダブルジビエの場合は消毒液とか、そういうのは購入するようになっているんですね。ところが、この合宿所については基山町が結局お金を出しますよ、預けますよというふうになっているもんだから、同じ指定管理者の中で扱いがこれは少し違うんじゃないかと。私は、こういうのは統一したとったほうがいいと。基山町が行う指定管理者の事業所ごとに、そういうふうにこっちは消耗品代出しますよ、こっちは自分のところで消耗品代はしてくださいよというふうになれば、やっぱりおかしいですからね。統一すべきだという形で、どうなっているのかというものを聞きましたので、これは町全体の問題になると思いますけれども、こういうのがないように、私はぜひお願いしておきたいというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

私は、指定管理業者、今回の審査の内容の中に入らないかもしれませんが、この計画書の中で、例えば、27ページでは防犯体制の整備とあります。これは人の環境をここでは考えていると思うんですけども、これに関して設備、要するに設備を提供する側として、防犯の関係、夜間の防犯とか、そういった形で今の設備に防犯カメラの設置があったかどうか、ちょっと聞き落としとか見落としがあったりしますので、確認したいということと。

もう一点は、暴風対策、33ページの上段であります、2階建てのハウスが建ちますので、なおかつ南側があいているということで、台風が非常に心配されるわけですけども、今の設備が暴風に対する対策がきちんとできておるのか。

それから、サービスの関係で、48ページで、自転車のサービスをしたいと。非常にいい提案をしていただいておりますなど思ったんですが、ちょっとしたコンビニに足で行ったら、場所を聞いたら乗っていけるということなんですが、何台ぐらいを想定しているのか、まだ決まっていなきゃ、今後のことになると思うんですが、駐輪場の整備があるのかどうか、こちら辺をちょっとお願いします。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

栗野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の防犯対策としてのカメラの設置ですけども、カメラの設置を予定しております。建物の廊下に1階、2階と、あと1個は外もあったのかなと。一応防犯カメラは設置をするということで予定をしております。

それと、暴風対策ですけども、当然御指摘のように、高台にありますので、その点は十分考慮した設計をし、その分の安全確保もできたところでの施設ということで考えております。

それと、自転車については、当然提案の中にありましたように、職員が使う分と、それとあと一般の方で、例えば、コンビニエンスストアとかに買い出しに行ったりとかいうための自転車として提供する分としては一応2台、今のところは予定をされておまして、ただ、駐輪場は今のところは設置の予定はしておりません。

済みません、防犯カメラは屋内だけの2台になります。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

防犯カメラは屋内だけでありますけれども、実際管理される方が昼夜で、宿泊があるときは夜もおるということで1名の方ですね。1名の方でこういった防犯、よそから来る人の防犯に対しての対応ができるのか。とすると、防犯カメラ設置していますよということで、外のほうでも今後でも計画されてつけてほしいなという気はいたします。

それと、自転車の駐輪場の件なんですけど、これはやっぱり自転車の駐輪場がないと、合宿所ですからきちっとした整備された状況でないといかんと思うんですよ、玄関口はきれいでですね。適当なところに置いても見栄えは悪いですから、そういったスペースを考えて、ちょっと駐輪場ぐらいはですね、台数がそういう程度であれば考えていいんじゃないかなと思うんです。これは設備を検討する段階で本来は気づかなきゃいけなかったんですけど、提案で上がっているもので、そういうことであれば、そういったことを考えたらいいかなという気がします。

そのほかの件ですけど、事業計画書の中身ですけども、非常に、先ほど重松議員が言われたように、いろんな項目で書かれております。ただ、今後詰めるような話もいっぱい書かれていますので、果たして、その1人ぐらいの管理の責任者がおってこんなことが全部できるのかなという懸念する部分もあるんですが、例えば、ボランティアの項目とかもあったと思うんですが、積極的にボランティアにも参加すると、そういったときには企業のほうからも来て参加しますとか、そういった項目まであるんですよ。本当にそこまでできるのかなというふうな気がするんですが、していただくとして、この計画書に書かれた文言、どこまでできるかというきちっとしたチェックというか、書いていることに対しての履行性ですか、こういったことは、私ども、執行部のほうもチェックしていくべきだと思うんですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

この事業計画書はきちっとした公的に出されたもので、基本的にこの内容は実施をされる

というところで、我々は審査をしておりますから、ここに書かれてある分は、頻度であったりとか、いろんな部分ありますけれども、それはきちっと実施をしていただくというところで、今後、今回議決をいただければ、この事業計画に基づいた詳細な協議、詰めをしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

済みません、1点だけ。きょうせつかく財政課長もお見えですので、質問いたします。

今回の合宿所を含め、議案第1号のダブルジビエの加工処理施設、そして、憩の家、放課後児童クラブ、さまざまな施設が今年度中に完成していきます。その中で、公共施設等総合管理計画、これをいつ改定していくのか、どのような形で見直しをしていくのか、まずお聞かせください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

製本した形でのあれを丸ごとつくりかえるということは、やる予定はありません。中で、議員見られて御存じかと思えますけれども、将来に向かって事業費を積み上げたような棒グラフ的なものがありますので、あれがあらの状態ですから、今、議員がおっしゃられた新しい施設に関してを置いておいても、あの平準化を今から考えていく、個別計画を考えながら、今から考えていくという作業を今始めているところです。それにプラスして今年度着手しています施設もちろん、今言われた施設もございまして、来年以降取りかかる農産物加工所や公立保育所等々もありますので、そういったものも随時加味しながら、事業費の積み上げをやって、それをならすような作業をやっていきますので、新たな、例えば、ピンポイントで一部にはなりますけれども、金額的なもの、そういうふうな視覚的にわかるような棒グラフ的なものを更新したならば、また議会のほうにもそういう部分をお示しさせていただきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ということは、公共施設等総合管理計画、その全体を一元化させて見直すということは、今のところ考えていないということで、その中に個別としてやっていくということだと思っておりますけれども、これから、先ほど言われました農産物加工所、町立保育所も大きなお金がかかる中で、例えば、施設の除去とか統合とかも、いろんな意味で、もちろん園部団地も大きな問題としてあると思います。そうした中で、今後どのように公共施設、いわゆるハード面のところを考えていくのかという方向性がやはり、平準化していくのは、当然それを求めなければいけないんですけれども、非常にやっぱり施設がふえればふえるほど不安になっていきますよね。そのあたりの方向性がどうなのかということを考えていかなければいけないと思っていますけれども、そのあたりどうなんでしょうか、考え方として、これから先、公共施設がふえていく中で。

○議長（品川義則君）

久保山議員、議案と離れているような感覚がしますが、指定管理者の指定についてですけれども、公共施設の財政面と一致する内容ですか。

○5番（久保山義明君）

はい、わかりました。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

資料の26ページに、目的実現に向けてということで、見ていて、地域コミュニティの場として、今後利用に向けてのPR、告知が大事だろうと思うんですが、今現在、ホームページに予約のページをつくるというふうに事業計画書にありましたけど、やっぱり内容がちょっと、合宿所と食堂ですから、皆さん質問していてもすごくわかりづらいというところで、ほかの今までやっていらっしゃる実績のあるところではどうなのかと思うんですが、例えば、配付物、パンフレットですね、それにある程度詳しく書いたものをやっぱり、ただ「広報きやま」でこういうふうにできましたというふうな告知だけではわかりづらいだろうと思うんですが、そういう配付物は、よそでは事業者の方が利用者の方に向けてつくられているのか、町としては合宿所と食堂の部分も利用できるということで町が新たにそれは町としてつくらなきゃいけないというものなのかというのが1点と。

それから、予約のページに動画で30秒ほどで、例えば、入り口から入ってこんなふうでと

いう動画でのPRというのがすごく有効なんですけど、町はバナーで有料でそういうのを出版されていますけど、これ公の施設だから、例えば、そういうので利用者をふやすためにそういうものを載せるとしたら、これは無料でできるのか。

それともう一点、44ページで、人権尊重の取り組みということで、すごくすばらしい取り組みをするということで、職員の方の研修もするという内容が載っているんですが、恐らくこれだけのことをされているところならば、障害のある方、例えば、高齢者の方、いろんなイベントをやっている実績の中で、提案という形でこういうのをやりませんかみたいなことも出てくるんじゃないかということが想定されますけど、そうなった場合、ほかのところでの実績の中でそういう例があったのか、また、そうなった場合にボランティアの人に町民の方にこういうものがありますからという声かけもやっていくような段階に入るのではないかと思うので、先ほどのジビエと一緒に、協定書、話し合いの中で、できればそういうものがあつたほうがいいのかなと思うんですけど、そういうものまではお考えでしょうか。この3つお願いします。

○議長（品川義則君）

質問の途中ですが、提案ですけれども、昼休みはいかがしましょうか。延長しますか、このまま継続しますか、それとも午後1時からいたしましょうか。（「継続」と呼ぶ者あり）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず、1点目のPRという点ですけれども、まず1つが、ホームページが今度リニューアルをされますので、その中の施設の状況として合宿所も入れてもらいますが、ほかの施設もそうですけど、ネット予約というのは、ちょっとやっておりませんので、利用状況の確認という形で、合宿所も見られるという形で今後運用していきたいというふうに思っています。

それとあと、動画ですね。図書館は図書館として別に設けて、別のホームページを持っておりますけれども、そこは情報の部分と話をしながら、町の施設ではありますので、合宿所のそういう特設の別のホームページになるのか、そういうのがつくれるのか、ちょっと今後検討していきたいというふうに思います。

あとあわせて、印刷物等は、当初は町のほうで施設のパンフレットなり、そういった利用の案内は、最初の設立段階では町のほうでつくっていきたくて思っておりますけれども、あと、指定管理者が指定を受けて、運用開始していったら、増刷等については指定管理料の中で

印刷等はやっていただいて、あと自分たちなりに、行政が考えている分ではなく、自分たちなりにそういったものを考えて発行して、より一層PRに努めていただきたいというふうに思っております。

あとは、研修等、今おっしゃるように、全国的にもいろんなところで指定管理を受けられて、やはりそこの中での人というのを大事にされているというふうに、いろいろ見ていると思いますので、今後協定の中で、そういったものを職員だけではなく、一般の方であったりとか、そういった部分にも開放できるものがあれば、そこも協定として交わしていければと。ちょっとまだそこまで詳しい話をやっておりませんので、どこまでのどういう内容かというのを我々把握しておりませんが、御指摘いただいた分は協議の中の材料の一つとして上げていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

1点だけ、全体についてなんですけど、82ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。ちょっとそこで整理だけさせていただいて、宿泊利用は6カ月前から利用の7日前までが宿泊利用の予約期間ということになっています。そして、利用の6日前から利用日までというのが日帰りになっていますね。さっきの観光の拠点は、ここの日帰りのところを意味しているということになります。それで、町内の優先的なやつは、だから、6カ月前よりも前にやるという、そういう整理にしないと、さすがに決まったやつを、町内のやつが決まったからのいてくれというわけにはいかないと思っておりますので。

そして、ここにはこう書いていますけれども、7日前までに何も埋まっていなかった場合にはですね、それはちょっと、基山には宿泊施設もないわけでございますので、もう少しフレキシブルに考えるようなこともこれからぜひ考えていきたいというふうに思っておりますので、そこら辺はぜひそういう頭の整理で御理解いただければということで、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第2号に対する質疑を終結します。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第2号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第2号は可決されました。

以上をもちまして、平成30年第1回基山町議会臨時会を閉会します。

～午後0時6分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 品川義則

基山町議会議員 鳥飼勝美

基山町議会議員 大山勝代